

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）
変更の事前届出について

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出の
取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

令和7年5月16日

四国運輸局長 河野 順

記

1. 事前届出書の様式及び添付書類

事前届出書の様式は、別紙の様式例による。

また、事前届出書には、次に掲げる書面を添付させるものとする。

- (1) 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面
- (2) 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- (3) 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収容状況を示す平面図等の書面
- (4) 当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面
 - ① 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
 - ② 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出させるものとする。

3. 事前届出の受理等

届出書の受理に当たっては、1. の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

- (1) 当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業所における一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法及びこれに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。
- (2) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- (3) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。

4. 事業計画変更認可の取扱い

当該届出が増車の届出である場合であって、既に認可を受けた自動車車庫の収容能力では、事業用自動車のすべてを収容することができないと認められるときは、事業計画変更（車庫の収容能力の変更及び事業用自動車の数の変更）認可申請を行わせるものとする。

附 則

この公示は令和7年5月16日以降に申請するものから適用する。

(別紙)

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出書

年 月 日

四国運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定により届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所 並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	○営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常 用車及び予備車の数 ○営業所毎に配置する事業用自動車の数
3 実施予定日	年 月 日
4 変更しようとする理由	

営業所別の事業用自動車の数
別添のとおり

増減車両の明細

増車・ 減車の別	所属 営業所	運行 態様	型式又は 登録番号	乗車定員	長さ	幅	高さ	車両総重量

* 運行様態は、路線定期運行は「定」、路線不定期運行は「不」、区域運行は「区」と記載する。ただし、区域運行に係る長さ、幅、高さ及び車両総重量の記載は不要とする。

* 当該届出が増車の場合は、以下の書面を添付すること。

- ①「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）。
- ②特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面。

自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫の位置	収容能力㎡	収容可能面積㎡

* 自動車車庫の面積に余裕がない場合（概ね９０％以上）には、車両の収容状況を示す平面図等の書面を添付すること。

(別添)
営業所別の事業用自動車の数

	新																	
	路線定期運行									路線不定期運行			区域運行			合計		
	常用車数			予備車数			小計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
営業所	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	旧																	
	路線定期運行									路線不定期運行			区域運行			合計		
	常用車数			予備車数			小計			事業用自動車数								
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			
営業所	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する自動車数を除いた数を記載する。

Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載する。

Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

() 内は、乗車定員11人未満の事業用自動車数を内数として記載する。

四国運輸局 運輸支局長 殿

宣 誓 書

本申請（届出）に係る事業用自動車全てについて、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号）」に定める基準に適合する任意保険又は共済に加入することを宣誓します。

年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名